

市民の暮らしや安全を守るため、 適性な管理が難しい 空き家の解体費を支援します。



対象者

所有者、相続人、所有者等から委任を受けた者 など

- ・ 空き家が数人の共有になっている場合は、全員から同意を得ている者
- ・ その他、市税に滞納がない、過去に本補助金を活用していないなど要件があります

補助率等

解体にかかる費用の1/3（千円未満切り捨て）

- ① 老朽危険空き家 上限50万円 → 加算要件に該当 上限100万円
- ② 準老朽危険空き家 上限30万円 → 加算要件に該当 上限60万円

加算要件

木造以外、床面積200㎡以上、幅3m未満の道路に面する など

その他、空き家が景観形成地区内にある場合、居住誘導区域内の空き家で跡地に住宅を建てる／敷地を売却する場合、敷地を自治会が活用する場合などがあります

空家要件

- ① 危険、不衛生、放置など管理が不適切な家屋で法※に該当するもの
- ② 昭和56年5月31日以前に着工・建築された木造の空家等で外観で判定されたもの

※ 空家等対策の推進に関する特別措置法2条2項 及び 住宅地区改良法2条4項

対象事業

空き家の解体にかかる経費で、市内の有資格者が施工するもの

- ・ 空き家と一体となっていない建築物や立木、塀などは補助の対象になりません
- ・ 建物滅失登記などの費用も補助の対象になりません

注意事項

利用する場合、下記の点にご注意ください

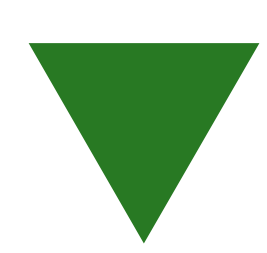
- ・ 職員が調査を行いますので、事前にご相談ください
- ・ 解体工事後、実績報告と補助金の請求は3月末までに完了させてください
- ・ 予算が無くなり次第、終了します

大野市老朽危険空き家等除却支援事業補助金

手続きの流れ

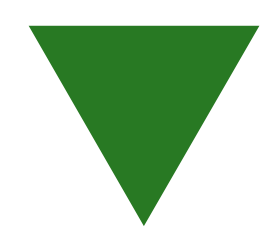
事前相談

解体を希望する空き家の住所などをお知らせください。
その後、職員が補助の対象になるかどうか現地調査をします。
特定空家等に認定する場合は、さらに時間を要します。

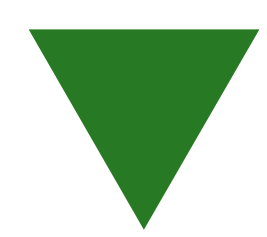


現地確認
約1ヶ月

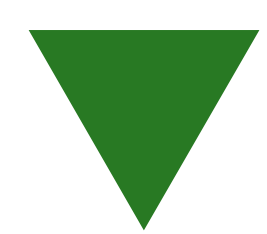
交付申請書の提出



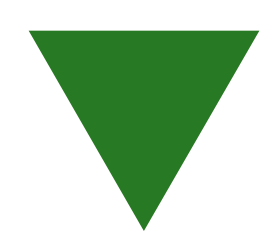
交付決定通知の送付



解体工事契約・着工

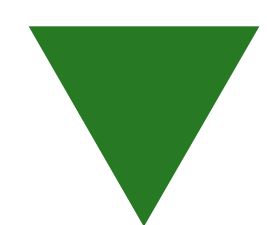


実績報告書の提出



現地確認

補助金の交付請求



補助金の振込

交付申請書に添付する書類は以下のとおりです。

- ① 実施計画書
- ② 位置図 ※住宅地図があるため通常は不要です
- ③ 現況写真 ※現地調査の写真があるため通常は不要です
- ④ 解体工事の見積書の写し(内訳のわかるもの)
- ⑤ 建物の全部事項証明書 or 固定資産税課税台帳記載事項証明書
- ⑥ 納税証明書
- ⑦【敷地の所有者が別の場合】敷地の所有者を示す書類
- ⑧【相続人の場合】相続人であることを示す書類
- ⑨【相続人が複数の場合】代表者の実施を確約する書類
- ⑩【委任者の場合】委任を証する書類
- ⑪【共有建物の場合】共有者全員の同意を証する書類

このほか、加算要件などで書類を提出いただくことがあります。

契約は必ず交付決定の日以降に行ってください。

実績報告は写真が必要になります。忘れずに撮影してください。

工事内容に変更があった場合は必ずご連絡をください。

原則、交付決定後の補助金の増額は認めません。

実績報告書に添付する書類は以下のとおりです。

- ① 工事請負契約書の写し
- ② 工事代金支払い領収書の写し ※支払の事実を確認するため
- ③ 工事前、工事中、工事後の状況がわかる写真

このほか、書類を提出いただくことがあります。

実績報告書の提出後、書類内容と現地の確認を行います。

交付請求書に添付する書類は以下のとおりです。

- ① 交付決定通知書の写し
- ② 振込先通帳の写し（表紙裏面の口座番号・名義がわかる箇所）

**空き家の原因が補助金の交付を受けるための
故意による場合は、補助の対象になりません！**

お問い合わせ・申請先 | 大野市 防災防犯課

電話 0779-64-4800 受付時間 8:30～17:15

電子メール bosai@city.fukui-ono.lg.jp